

日本共産党創立100年

1922年～2022年7月15日



市民アンケート返信数900通を超えました。集計作業と報告書を作成中です。



日本共産党逗子市議団



岩室年治



橋爪明子

2022年1月 臨時号①

事務所 沼間2-15-4 871-1321

市役所 873-1111 内線418

岩室自宅 fax 871-7969

景観シンポと表彰 まちなみデザイン返子賞と認定



12月5日、市役所で「景観シンポジウムとまちなみデザイン返子賞」の表彰式と認定式が行われました。

景観条例第40条に基づく表彰制度で、条例手続を経た建築行為や屋外広告物について、返子らしい景観形成の模範となる優良事例を3件選出。また、景観形成に寄与している建築物、工作物、外構、広告物、美化活動などを一般募集、78件の応募から選出し、返子賞8件を表彰、16件を認定しました。



表彰(条例部門) 返子1丁目 脳神経外科医院の屋外広告物



表彰(応募部門) 返子6丁目 個人宅の塀

10億円寄付 奨学金制度

寄付条件

議案第54号 負担付きの寄附の受納については全会一致可決。但し松本寛議員1名が退席。

寄付には①～⑦の右条件が付けられていました。

令和4年に進学した方から奨学金の申請ができます。

- ①市は、寄付金を原資とした一般財団法人(以下「財団」という)を設立する。
- ②財団は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により修学困難な返子在住の者に対し、奨学金を給付し、グローバルな視野を持つ人材の育成を図る。奨学生の決定に当たっては、**文部科学省が指定するスーパーグローバル大学に修学する者及びひとり親家庭の学生を優遇すること。**奨学金(年額72万円)は、年度末に一定以上の成績を収めた奨学生についてのみ、次年度意向の支給を継続する。
- ③寄付金は財団の基本財産として運用し、元本を毀損しないよう努め、その**運用益により奨学金の支給及び財団の運営を行う**よう努める。ただし財団の設立に要する経費、運用益が生じるまでの間の財団運営費及び奨学金原資は市の負担とする。
- ④市は、財団設立と同時に、寄付金を財団へ譲渡し、財団はその運用を開始する。運用は元本返還の確実性が高くかつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。
- ⑤財団は、できるだけ**早期に、公益財団法人へ移行する。**
- ⑥財団が解散等により精算するときには有する残余財産は、「公益財団法人渡邊財団」に移行する。
- ⑦市が財団を設立できないときは、寄付契約を解除し、寄付を返還する。

令和4年

成人式は実施

花火大会中止